

ハ丁分

(二) 一年以上ノモノハ一ヶ月ヲ増シ毎日
五分増額支払スル

(三) 解雇ノ時ハ予告手當トシテ日給十
日分支払フ

(四) 帰国手當專帶者ハ金五ヶ月支
給ス

(五) 独身者ハ金三ヶ月支払フ

米五斗兵事ニ于スル件

(六) 道齡ニ達シ徴兵セシムル場合ハ才

四斗解雇手當と同額手當ヲ又

給フ事

(七) 在官中公中トモラセシ

(一) 一般召集場合ハ勤日数ノ日給

ヲ年々トシテ支給スル

才五斗自己都合上退社シタル者ハ才四斗

解雇手當ノ七分額ヲ支給スル

才五斗此勤手當ノ五斗ノ件

特別出勤シタル者ハ其ノ日數ニ依リ毎

日欠給ヲ才五斗勤手當ノ五斗ノ件

才五斗完全ニ衛生設備ヲ具セザル

才五斗慰労金改メノ件

六ヶ月工賃取高ノ一割五分支給ス

才五斗

才五斗通勤者ハ家賃手當トシテ毎月

三斗支給ス

41